

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○基本測量の終了……(都市整備局都市基盤部調整課)……  
○公共測量の実施(四件)……(同)……

### 告示

#### ●東京都告示第千百一十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(機動観測)
- 三 測量の区域 大島町及び小笠原村各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

#### ●東京都告示第千百一十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 大田区地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月十一日から平成三十一年三月十五日まで

#### ●東京都告示第千百一十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵村山市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 武蔵村山市
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 測量の区域 武蔵村山市地内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月十五日から平成三十一年三月二十九日まで

#### ●東京都告示第千百一十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(細部図根測量)
- 三 測量の区域 江東区塩浜一丁目及び塩浜二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月二十日から平成三十一年二月十五日まで

#### ●東京都告示第千百一十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区毛利一丁目及び毛利二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月十八日から平成三十一年三月二十二日まで

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001